

平成30年松茂町議会第1回定例会会議録

第1日目（3月2日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 道 昭
- 6 番 佐 藤 禎 宏
- 8 番 原 田 幹 夫
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 藤 枝 善 則
- 12 番 一 森 敬 司

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	庄野宏文
総務参事	大迫浩昭
産業建設参事	井上雅史
民生参事	古川和之
教育次長	吉田英雄
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
総務課長	松下師一
建設課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
水道課長	富士雅章
福祉課長	鈴谷一彦
住民課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田正則
議会事務局局長補佐	松下理恵

平成30年松茂町議会第1回定例会会議録

平成30年3月2日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 所信表明
- 日程第5 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第6 同意第 2号 監査委員の選任について
- 日程第7 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第 1号 松茂町個人情報保護条例及び松茂町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第 2号 松茂町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 3号 松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 4号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 5号 松茂町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 6号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 7号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 8号 松茂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第 9号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第10号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第11号 松茂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

- 日程第19 議案第12号 松茂町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第13号 松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第14号 松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第15号 松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第16号 松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第17号 松茂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第18号 松茂町サッカー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第19号 松茂町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第20号 松茂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第21号 松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第22号 町道路線の認定について
- 日程第30 議案第23号 町道路線の変更について
- 日程第31 議案第24号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第32 議案第25号 平成29年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第26号 平成29年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第27号 平成29年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

- 日程第35 議案第28号 平成29年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第29号 平成29年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第30号 平成30年度松茂町一般会計予算
- 日程第38 議案第31号 平成30年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第39 議案第32号 平成30年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第33号 平成30年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第34号 平成30年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第42 議案第35号 平成30年度松茂町農業集落排水特別会計予算
- 日程第43 議案第36号 平成30年度松茂町公共下水道特別会計予算
- 日程第44 議案第37号 平成30年度松茂町水道特別会計予算
- 日程第45 発議第1号 予算特別委員会設置に関する決議
- 日程第46 発議第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議

平成30年松茂町議会第1回定例会会議録

第1日目（3月2日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【吉田正則君】　ただいまから平成30年松茂町議会第1回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、一森議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　皆さん、おはようございます。平成30年松茂町議会第1回定例会の開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

今年の冬は、皆さん方もご承知のとおり、例年になく最強寒波が襲来し異常な低温でありましたが、3月に入り日増しに暖かさを感じ、日中は大分春めいてまいりました。日々暖かくなってきましたが、季節の変わり目には体調を崩しがちなので、くれぐれも健康には気をつけていただきたいと思います。

さて、第1回定例会をご案内申し上げましたところ、議員各位には、公私まことにご多忙のところ、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今定例会に提出される議案につきましては平成30年度の予算全てを決める議会でございますので多数の議案が出てくるとは思いますが、1件ずつ慎重かつ円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますように切望してやまない次第であります。委員各位には、十分ご自愛のうえ、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成30年松茂町議会第1回定例会は成立いたしました。

ただいまから平成30年松茂町議会第1回定例会を開会いたします。

○議長【一森敬司君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。3月に入りまして寒さもようやく衰え始めて、正直なもので、草木も芽を膨らんで春を待つばかりとなりました。

本日は、平成30年松茂町議会第1回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、平素におきましては、議員それぞれのお立場で松茂町発展のために、また、町民の福祉向上のためにご尽力をいただいておりますこと、この場から厚く感謝を申し上げます。

さて、この第1回定例会におきましては、平成30年度の当初予算ということで最重要課題でございますが、私が町長になって初めての予算づくりでございます。この後、所信表明におきましても、町政に挑む基本的な考え方を申し上げますが、議員のご理解、お力添えを賜りまして、全議案が可決決定を賜りますよう、お願いをいたしまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長【一森敬司君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、教育長であります庄野宏文氏から、このたび、一身上の都合により、平成30年3月31日をもって退任される旨の退職願いが提出されましたので、ご報告をしておきます。

次に、監査委員から、毎月実施しております月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたしておきます。

○議長【一森敬司君】　これから、本日の日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」について行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、2番川田議員、及び3番板東議員を指名いたします。

○議長【一森敬司君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、3月2日から3月16日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、会期は3月2日から3月16日までの15日間に決定いたしました。

○議長【一森敬司君】 続きまして、日程第3、「諸般の報告」を行います。

まず、松茂町ほか2町競艇事業組合の平成29年度事業実施報告を組合議会議員の佐藤禎宏議員にお願いをいたします。佐藤議員。

○6番【佐藤禎宏君】 議長のお許しをいただきましたので、松茂町ほか2町競艇事業組合について平成29年度の議会及び事業に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、組合議会につきましては、臨時議会を平成29年5月30日と12月27日の2回開催し、定例会を平成30年3月28日に開催することといたしております。この1年間の主要な議事は、正・副議長の選挙、平成29年度の補正予算・同30年度の当初予算の審議、同28年度決算の認定などであります。

次に、事業につきましては、当組合が昭和42年1月に発足して以来、半世紀以上にわたり、モーターボート競走法に基づく「ボートレース事業」を鳴門市と共催し、当組合としては、1カ月に2日、年間で24日、レースを開催しているところです。その収益金は、組合を構成する3町の一般会計に繰り出しをすることにより、各町の財源として大きく貢献をしております。

平成28年4月のリニューアルオープン以降は、同年7月に「SGオーシャンカップ」、29年6月に「SGグランドチャンピオンシップ」と、2度にわたりSGレースを開催した効果もあり、売り上げは大幅な伸びを示しております。直近の平成28年度の総売上高は約356億円であり、リニューアル前の低迷期・平成22年度の総売上高約183億円と比較いたしますと、およそ2倍近い実績を残しております。

こうした中、鳴門市からの操出金の率は従来と同じ0.23%で、売り上げの伸びにより一定の増収が見込めるものの、将来にわたる安定的な組合財政を確保する観点から、各町の操出金は合わせて322万6千円を堅持し、余剰金は財政調整基金へ積み立てることといたしております。

リニューアル以降の新スタンドは、水面が見やすく、迫力あるボートレース観戦が楽しめる魅力的な施設となっております。また、スタンド西側のエリアには、平成29年11月に温浴施設が完成し、新たなにぎわいが生まれております。新年度には、新たな取り組

みとして「薄暮レース」や「モーニングレース」が開催される予定となっております。

当組合議会といたしましては、今後も、管理者、また、鳴門市と協力関係を密にし、ボートレースのさらなる魅力アップと、新たなファン獲得への取り組みを進めてまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、何とぞ、諸事情をご賢察の上、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上で、松茂町ほか2町競艇事業組合の平成29年度に係る諸般の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長【一森敬司君】　　続きまして、板野東部消防組合の平成29年度事業実施報告を、組合議会副議長の原田議員にお願いをいたします。原田議員。

○8番【原田幹夫君】　　議長の許可を得ましたので、板野東部消防組合議会の報告をいたします。

まず初めに、平成29年における板野東部消防組合議会の開催につきましては、5回開催しております。定例会は3月、臨時議会は4月、6月、10月、12月でありました。

次に、平成29年の119番着信件数は4,697件でございました。また、災害出動状況でございますが、火災出動は14件、その他出動は75件、救助出動は16件、救急出動は2,417件となっております。

火災・救助の出動件数は、この10年間ほぼ横ばいではありますが、救急出動は10年前と比較すると1.23倍、15年前と比較すると1.42倍となっており、年々増加している状況であります。そのため、10月の第3回臨時議会におきまして、消防組合職員定数を88名から98名へ改正し、こうした状況に対応していくことになりました。

次に、予算面でございますが、平成29年度板野東部消防組合一般会計当初予算額は10億905万6千円であります。そのうち構成町分担金の合計金額は9億9,685万3千円であります。常備消防費における松茂町に係る分担比率は23.59%、北島町は31.42%、藍住町は44.99%であり、分団費等の非常備消防費を加えた分担金総額は2億3,819万2千円となっております。これは、松茂町分です。

次に、平成29年度に実施いたしました主な事業のうち、消防組合議会視察研修につきましては、8月27日から1泊2日の行程にて、「消防ポンプ自動車の製造過程及び艀装工程」、消防自動車は、現在、この車は12月1日より稼働しております。次に、「横浜市民防災センター」を視察してまいりました。

また、主要装備の更新事業としてCD-1型ポンプ自動車を購入し、12月1日より運

用をしております。同ポンプ車は最新式の装備を備え、消防組合に寄せる町民の期待にしっかりと応えるものであります。

以上板野東部消防組合議会の現況報告とさせていただきます。

○議長【一森敬司君】　　続きまして、板野東部青少年育成センター組合の平成29年度事業実施報告を組合議会副議長の佐藤道昭議員にお願いをいたします。佐藤議員。

○5番【佐藤道昭君】　　皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、板野東部青少年育成センター組合の平成29年度の事業について報告いたします。

まず最初に、育成センター組合議会について報告します。

年2回の定例会を12月と3月に開催するとともに、昨年10月には視察研修会を実施し、ひきこもり等の支援をしているNPO法人「Switch」、また、青少年自立援助センター及び調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」を視察いたしました。

次に、育成センター組合の事業について報告いたします。

第1に「街頭補導活動」です。

午前、午後、夜間街頭補導等を年間約470回実施しております。喫煙等の不良行為で補導される少年は減少傾向にありますが、補導車「あゆみ号」で防犯パトロールをきめ細やかに実施し、複雑・多様化する社会に対応しております。

第2に「不審者対応」です。

不審者の出没場所を中心に、児童館、公園等に「子ども安全パトロール中」ののぼり旗を設置し、不審者対応をしております。

第3に「健全育成活動」です。

夏休み期間中に小学生親子を対象に「親子ふれあい教室」、中学生を対象に「リーダー養成研修会」を実施し、小中学生より非行防止作文・標語を募集しております。

第4は「有害環境浄化活動」です。

管内3カ所に設置されている「白いポスト」により有害図書類の回収を行っております。また、スマホ・携帯電話を介して犯罪被害や問題行動を誘発しているところから、実態調査のために小学5・6年生、中学1・2年生からアンケート調査を実施し、現在、分析中です。

第5は「広報・啓発活動」です。

年4回広報啓発チラシ「こうほう」を発行し、管内全ての幼稚園児・小学生・中学生に

配布し広報啓発活動を推進しているところです。

そのほか、非行少年の更生を支援する活動に加えて、ひきこもり、ニート、不登校児の支援をするため、平成28年6月22日に育成センターが事務局となり、子ども若者育成支援推進法に基づく「松茂・北島子ども若者支援地域協議会」を立ち上げ、育成センター内に「松茂・北島子ども若者総合相談センター」を開設し、40歳くらいまでの若者の相談支援活動を実施しております。

以上で、板野東部青少年育成センター組合の主な事業についての報告を終わります。

○議長【一森敬司君】　　続きまして、徳島県後期高齢者医療広域連合に関する報告を藤枝副議長にお願いをいたします。藤枝副議長。

○11番【藤枝善則君】　　おはようございます。議長の許可を得ましたので、徳島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

徳島県後期高齢者医療広域連合議会では、平成29年8月8日と本年2月15日に徳島県国保会館にて定例会が行われました。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢化の進行に伴う被保険者の増加や医療の高度化等により、医療費は今後も増加を続けることが予想されております。今後とも、被保険者が安心して医療を受けられ、それぞれの地域で健康的な生活を送れるよう、現行制度を円滑で安定的な運営に努めていく必要があります。そのためには、国の動向に注視しつつ、県及び関係市町村と連携しながら、健全な財政運営や医療費適正化の推進に努めるとともに、被保険者の健康増進のために必要な事業に取り組むほか、制度改正等に対応した広報活動等、医療保険者としての機能強化が求められております。

まず、8月の定例会では、「平成29年度特別会計補正予算（第1号）」など2議案を可決するとともに、「平成28年度一般会計・特別会計歳入歳出決算」の報告1件を認定いたしました。

平成28年度決算の状況といたしましては、一般会計においては、歳入総額は1億4,223万8,732円、歳出総額は1億3,812万8,677円、歳入歳出差引額は411万55円で、全額を財政調整基金に積み立てました。

次に、特別会計におきましては、歳入総額は1,267億5,126万2,556円、歳出総額は1,195億8,077万1,118円、歳入歳出差引額は71億7,049万1,438円で、平成29年度に全額を繰り越しいたしました。

2月の定例会では、「平成30年度一般会計・特別会計予算」のほか5議案を原案のと

おり可決いたしました。

被保険者の方が関心と思われる議案について説明いたします。

最初に、平成30年度予算であります。一般会計において歳入歳出予算の総額は1億4,559万9千円で前年比1.86%の増額となっております。特別会計においては、歳入歳出予算の総額は1,224億1,022万2千円、前年比0.2%の減額となっております。

次に、「徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」であります。主な改正点は4つございます。

1点目は、平成30年度及び平成31年度の保険料率の改定です。所得割率を現行から0.64%引き下げ10.34%とするものです。被保険者均等割額は5万2,913円で現行と同額でございます。

2点目は、保険料賦課限度額の変更です。現行の57万円から62万円に変更いたします。

3点目は、被保険者均等割保険料の軽減対象の拡大であります。5割軽減の所得基準額を27万円から27万5千円に、2割軽減の所得基準額を49万円から50万円に引き上げて軽減対象を拡大いたします。

4点目は、住所地特例の新設です。国民健康保険の被保険者であって住所地特例の適用を受けていた者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、その適用を引き継ぎます。この住所地特例というのは、福祉施設への入所等の事情で住所を他の市町村に移す場合、福祉施設等が集中する市町村の保険財政を圧迫させないための取り扱いとして、移動前の市町村の保険を継続する制度であります。

最後に、「徳島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について」であります。平成30年度から平成35年度までの6年間の後期高齢者医療制度運営について、広域連合と市町村が相互に連携を図りながら処理する事項等について策定するものであります。

高齢者が安心して暮らせるよう、健全な事業運営に努めるとともに、高齢者の身体機能や認知機能が低下して虚弱状態になることへの対策や、糖尿病性腎症重症化予防事業など、新たな保健事業を市町村や関係機関との連携・協力により実施する必要があります。そのために、現状と課題から、健康づくりの推進、医療費の適正化、健全な財政運営、保険者機能の強化への取り組みを基本方針に定めております。

以上、簡単でございますが、徳島県後期高齢者医療広域連合議会の報告とさせていただきます。

きます。

○議長【一森敬司君】 以上で諸般の報告を終わります。

○議長【一森敬司君】 続きまして、日程第4、「所信表明」を行います。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 本日は、日ごろよりお世話になっております松友会の皆様方が傍聴に来ていただいております。日ごろお世話になりまして、ありがとうございます。

それでは、私から平成30年第1回定例会の開会に当たりまして、町政に臨む基本的な考え方を申し上げます。

今、日本は「少子高齢化」、そして「人口減少」という難題に直面しております。我が松茂町の人口も、平成26年1月の1万5,566人をピークとして緩やかな減少が続いております。

政府は、保育施策を充実させる「子育て安心プラン」を前倒し実施し、各自治体には人口減少対策となる「地方創生」のさらなる充実を求めるなど、人口問題と経済成長の“二兎を追う”政策を平成30年度も強く進めることとしております。

本町におきましても、平成28年度にスタートを切った「第5次松茂町総合計画」と、「地方創生」の基本計画となります「松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を町政の基本指針として各種施策を着実に推進しておりますが、この中でも、私が昨年7月の町長選で公約としてあげました“4つの政策”、第1に「防災・減災対策」、第2に「教育と子育て支援の充実」、第3に「高齢者が活躍できる町づくり」、第4に「スポーツの推進」を重要政策と位置づけ、それを最優先に進める所存でございます。

では、最初に平成30年度の松茂町に関連する国及び県が実施する事業の概要について申し上げます。

まず、旧吉野川河川改修事業につきましては、洪水による浸水被害を軽減するため、引き続き、北川向地区と広島地区を対象に、兩岸のバランスを考慮しながら、国による工事が逐次行われてまいります。

次に、国営総合農地防災事業につきましては、事業全体の進捗率は、水路延長ベースでは約97%となっております。現在、平成30年度末の主要施設の完成に向けて、第十堰からの取水工事が大詰めを迎えています。昨年6月には、柿原取水口から上板町、板野町を経て鳴門市に至る北部幹線水路が完成し、通水地域が広がってきております。現時点で、

南北幹線から受益する農地約1,500haに農業用水を通水しております。

また、かんがい用水を効率的に送水するため、関連事業として「県営地盤沈下対策事業 下板地区」が実施されております。現在は、中喜来24番樋門付近の国営東部幹線水路の末端から旧吉野川を横断するまでの区間において、農業用水のパイプライン「松茂幹線水路」の整備が続けられております。平成30年度におきましては、国道11号を境として西側区間の工事及び東側区間の設計が実施されます。

次に、長原漁港の耐震化並びに長寿命化を目的に、「県営水産物供給基盤機能保全事業」が実施されております。平成29年度までに機能強化事業として「防波堤の嵩上げ工事」を、機能保全事業として「漁港臨港道路の路面修繕工事」を施工しております。平成30年度においては、引き続き、臨港道路の修繕工事を行うとともに、漁業活動の安全確保のため岸壁の補修を行ってまいります。

続きまして、松茂町の財政状況について申し上げます。

平成28年度決算時点での“財政上の数値”を申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を測定する指標とされます経常収支比率につきましては76.6%、次に、財政力指数は0.8975、そして、実質公債費比率はマイナス1.1%となっております。いずれの指数も、徳島県内で比較しますと、良好な数値ではございますが、本町財政も他の市町村と同様に厳しさを増しております。

特に、歳出面におきましては、扶助費の増大など義務的経費が増加しており、財政の硬直化が懸念されております。平成30年度には、財源不足に対応するため、臨時財政対策債を2億円発行いたします。

今後も、厳しい財政運営を余儀なくされることから、歳入において、積極的に企業誘致に取り組みなど、新たな財源確保に努力してまいります。

次に、平成30年度予算の概要について申し上げます。

30年度の歳入歳出予算の総額は58億4,800万円で29年度当初予算と比較して1億8,300万円の増、率にいたしますと約3.2%の増となっております。

歳入につきましては、30年度の自主財源は約32億9,500万円で、その歳入に占める割合は56.4%となっております。自主財源のうち町財政の根幹をなす町税につきましては約25億6千万円を計上しており、29年度当初予算と比較して約1,900万円の減収を見込んでおります。その他、自主財源といたしましては、財政調整基金から3億250万円を繰り入れ、財源としております。

依存財源では、地方消費税交付金で2億6千万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金で2億円を見込むとともに、臨海型廃棄物最終処分場対策基金から現在の残高全額2億5,429万5千円を繰り入れ、財源としております。さらに、地方交付税として3億200万円を見込むとともに、地方交付税の不足分として特別な発行が認められている臨時財政対策債を2億円発行することとしております。

一方、歳出につきましては、引き続き徹底した経常的経費の節減・合理化等に努めることにより、事業経費の効率的支出を図ることを第一とした予算編成をいたしております。

それでは、次に、私が重要政策に位置づけ強く推進する“4つの政策”について、その具体的な施策を申し上げます。

第1は、防災・減災対策であります。

政府の地震調査委員会は、本年1月1日時点での南海トラフ巨大地震の発生確率を「今後30年以内に“70%程度”」から、「今後30年以内に“70%ないし80%”」へと引き上げました。マグニチュード8から9クラスの巨大地震への備えを、もう一段のスピードを上げて実施する必要性が高まっております。本町におきましても、新年度からは、従来の「危機管理室」を「危機管理課」へ改め、町の総力を挙げてハード・ソフトの両面から防災体制の強化を図ってまいります。

まず、ハード面では、災害時の最重要ライフラインであります上水道について、引き続き“耐震管の整備”を進めるとともに、新たに“取水塔の耐震化”を進めます。また、被災時の給水タンク等についても、新規に購入・整備をいたします。

町内に残る3カ所の避難困難区域につきましては、引き続き、津波避難タワーの建設を念頭に、適切な用地確保に努めます。

また、新年度からの新たな事業として、津波や河川氾濫時に、役場公用車等が水没し復興時の業務執行に支障が生じることがないように、役場庁舎東側の平面駐車場を立体化するための調査・設計に着手いたします。

次に、ソフト面での防災・減災対策といたしましては、去る平成29年12月議会において議員各位のご賛同を得て、松茂町大規模災害対策基金を造成いたしました。3億円を基金に積み立て、万一の災害発生時に機動的に使える財源を確保したところであります。

また、防災意識の啓発と教育への取り組みとしては、従前から実施しております体験型の総合的な訓練「松茂町総合防災訓練」を、今年度も地区と内容を変更し、継続実施してまいります。あわせて、学校における防災教育も、町内各学校と教育委員会、危機管理課

が協力・連携を図り「災害から生き抜く力」を育むことを主眼として、しっかりと推進してまいります。

次に、第2の重要政策は、教育と子育て支援の充実であります。

私は、就任直後、昨年9月議会での所信表明において、少子化問題・人口減少問題に対応するための一助として、若い世代が安心して子育てをするための環境整備について提唱いたしました。

その第一歩として、多くの小学生が利用する町内児童館において、宿題や自主学習への指導者派遣を行います。放課後を夕方6時過ぎまで児童館で過ごす子どもたちにとって、宿題等の家庭学習を児童館で行うことは、学習習慣を定着化させるために、ぜひとも必要な取り組みであります。新学期から速やかな事業実施ができますよう、児童館の指定管理者と協力し、また、教育委員会と連携して運営体制を整えることとします。

次に、国が実施する「子育て安心プラン」の財源を活用し、保育施設の拡充と保育士の処遇の改善を図ってまいります。平成30年度は認可保育園であります、さらには保育園の増改築工事へ助成を行い、将来の受け入れ児童数の増加、また、保育機能の充実へ道筋をつけてまいります。また、認可4保育園の負担金について、その上積みを図り、保育士の処遇改善を促してまいります。

学校教育におきましては、情報技術を活用した「ICT教育」の環境改善のため、町内各校へ計画的にタブレットコンピューターを導入するなど、時代に即した教育環境の充実に努めてまいります。

次に、第3の重要政策は、高齢者が活躍できる町づくりであります。

本町におきましても、65歳以上の高齢者比率は着実に増加しており、平成25年9月に人口の20%（町民5人に1人が高齢者という割合）を超え、昨年12月には約23.5%となり、二～三年後には、人口に占める割合が25%超（町民4人に1人が高齢者）となることが推察されます。豊富な知識と経験を有する元気な高齢者が町づくりや福祉・介護、教育・スポーツといった分野で活躍するための施策を今から着実に推進してまいります。

例えば、現役時代に金融や医療、教育などの分野で活躍された高齢者には、その専門的な知識・経験を生かし「町づくり計画」などの諸計画の立案・策定に参画してもらいたいと考えています。また、福祉や介護の分野では、高齢者が「支え合い」をキーワードに活躍する場を設けたいと思っております。

私は、こうした考えを町づくりに反映させるために、「高齢者が集い、町づくりに参画する拠点」の整備に取り組みます。具体的には、松鶴苑、保健相談センター、子育て支援センター等の福祉施設と歴史民俗資料館、図書館等の社会教育施設が集まる町民グラウンド周辺地域を候補地として整備計画を策定してまいります。もちろん策定に当たっては、専門的な知識を有する高齢者に参画していただきます。

また、町民グラウンド周辺地域は、現在、国が整備を進めております“旧吉野川の水辺空間”に近い地理的特性や、このたび、完成いたします「遊歩道ネットワーク」とも一体的につながることから、高齢者だけでなく子どもたちやファミリー層など、町民の「幅広い世代が交流する場」、あるいは、町民の「憩いの場」となる大きな可能性を秘めております。施設・ハード面での整備を進めるだけでなく、新たなイベントを試みるなど、ソフト事業の多様な展開を通じて、世代間交流、地域活性化など「高齢者が活躍できる町づくり」と町民の「憩いの場」を創出するための仕掛けをしてまいります。

まず、平成30年度には、町民グラウンド周辺の福祉施設・社会教育施設のイベントとタイアップする形で、農業・水産業者、加工業者の皆さんの参加による「マルシェ」と呼ばれる特産市の開催を計画いたします。

次に、4つの重要政策の最後は、スポーツの推進であります。

昨年9月議会での所信表明において「体育施設の運営方法の見直し」を提唱したところではありますが、私は、新たな運営体制として、民間の専門業者のノウハウを活用した、指定管理者制度の導入を進めてまいります。現状、本町の体育施設は、貸し館・貸しグラウンドとしての運営が中心となっていますが、指定管理者制度の導入により、将来的には、専門的で多様なスポーツ事業が展開されるものと考えております。

なお、同制度の導入に当たっては、逐次、条例改正や各種議決について、議会と協議を重ねながら進める必要があります。今議会においても、その第一歩として関係条例の一部改正をお願いいたします。

今日、スポーツは、単なる鍛錬の場ではなく、幼少期には、スポーツを通じた心身の健全な発達が、青少年期には、仲間作りやコミュニケーションの能力の向上が、また、壮年期には、生活習慣病の予防や体力維持・健康維持が目的となり、そして高齢者ともなると「生きがい」にもなります。加えて、スポーツは、地域の誇りや絆を育み、スポーツを通じての交流は地域をPRする格好の機会ともなります。

私は、こうした“スポーツの多彩な魅力”を活かし、スポーツを核とした「地方創生」、

町づくり事業を進めたいと考えております。

続きまして、4つの重要政策以外の平成30年度における主な施策について代表的なものを説明いたします。

まず、いわゆる「ふるさと納税」とその返礼品のあり方について、時代に応じた“見直し”を行いたいと考えております。申請・納付の手続については、インターネットを通じたクレジットカード決済の仕組みを導入し、手続の簡素化を図ります。返礼品につきましても、従来からの農業・水産業の特産品だけでなく、町のマスコットであります「松茂係長」グッズや「松のこころ」ブランドマークをつけた2次加工品にもその対象を広げたいと計画しております。いわば、「ふるさと納税」を手がかりとして、全国の方々が松茂町のマスコットや特産品を入手する仕組みづくりを1年かけて整備します。

次に、新年度から特定政策を担当いたします「チャレンジ課」が発足いたします。特定政策とは、「高齢者が活躍する町づくり」や「スポーツを生かした町づくり」、企業誘致、大型商業施設誘致などであり、松茂町の潜在的可能性を将来最大限発揮するために、文字どおり“チャレンジ”してまいります。

以上、「第5次松茂町総合計画」等の諸計画を踏まえつつ、私が掲げる“4つの重要政策”を指針として、平成30年度の主要施策を紹介いたしました。私も、町長に就任して初めての予算編成でございます。議員各位のお力添えをいただきながら、職員の先頭に立って、懸命に町づくりに“チャレンジ”し、誰もが暮らしやすく「笑顔があふれる松茂町」を実現したいと考えておりますので、改めまして、議員各位のご理解とご協力をお願いし、私の所信表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　続きまして、日程第5、同意第1号「教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、平成30年第1回定例会に提案いたしております議案の提案理由の説明を申し上げていきたいと思っております。

同意第1号、教育委員会教育長の任命につきましては、先ほどの諸般の報告にありましたとおり、現教育長の庄野宏文氏が平成30年3月31日をもって退任されます。

つきましては、後任として丹羽敦子氏に教育長をお願いしたいと考えておりますので、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求め
るものでございます。

なお、丹羽氏の経歴につきましては、参考資料に添付しておりますので、ご覧いただき、
ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【一森敬司君】 ただいま町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 これから採決に入ります。

同意第1号「教育委員会教育長の任命について」は、原案のとおり同意することにご異
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、同意第1号「教育委員会教育長の任命について」は原案のとおり可決決定をい
たしました。

ここで、議事の都合により、小休いたします。

午前10時53分小休

午前10時55分再開

○議長【一森敬司君】 小休に引き続きまして、再開をいたします。

続きまして、日程第6、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 続きまして、同意第2号、監査委員の選任につきましては、現
在監査委員として在任中の日根啓一氏が平成30年3月9日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き、日根啓一氏に監査委員をお願いしたいと考えておりますので、
地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、日根氏の経歴につきましては、参考資料に添付しておりますので、ご覧いただき、ご同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　　ただいま町長からの提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】　　これから採決に入ります。

同意第2号「監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】　　異議なしと認めます。

よって、同意第2号「監査委員の選任について」は原案のとおり可決決定をいたしました。

○議長【一森敬司君】　　続きまして、日程第7、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　　続きまして、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在、固定資産評価審査委員会委員として在任中の長谷川清和氏が平成30年3月31日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き、長谷川清和氏を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、長谷川氏の経歴につきましては、参考資料に添付しておりますので、ご覧いただき、ご同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　　町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】　これから採決に入ります。

同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】　異議なしと認めます。

よって、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり可決決定をいたしました。

ここで、都合により、11時10分まで、小休をいたします。

午前10時59分小休

午前11時10分再開

○議長【一森敬司君】　再開いたします。

日程第8、議案第1号「松茂町個人情報保護条例及び松茂町情報公開条例の一部を改正する条例」から、日程第44、議案第37号「平成30年度松茂町水道特別会計予算」までの議案37件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、引き続きまして議案の説明を申し上げていきたいと思っております。

議案第1号、松茂町個人情報保護条例及び松茂町情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いなどに関する規定を追加する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第2号、松茂町行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の改正に伴い、処分等の求め及び行政指導の中止等の求めなどに関する規定を追加す

る必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号、松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の改正に鑑み、育児休業の延長及び育児休業の再延長などを行うことができる特別な事情を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職員の国家公務員の給与改定等に鑑み、特別職の職員で常勤のものに支給する期末手当の支給割合の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号、松茂町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公務のために出張する県内等の範囲を広げたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号、松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いわゆる「マイナンバー法」第9条第2項に基づき、本町において個人番号を含む特定個人情報を利用、又は情報提供する事務の名称変更に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号、松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例、及び議案第8号、松茂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案につきましては、平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年4月1日から施行される関係政令の改正に伴い、国民健康保険事業の運営に関する協議会についての見直しや、現に国民健康保険の住所地特例の適用を受けているものが後期高齢者医療においても住所地特例の適用を引き継ぐためにこれら条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号、松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年度に「松茂町自殺対策連絡協議会」を設置することに伴い、委員に対する報酬を支給するため、地方自治法第203条の2の規定に基づき、本条例の別表に追加するものであります。

次に、議案第10号、松茂町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法第129条第3項の規定により、平成30年度から32年度までの保険料率の改正等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号、松茂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、及び議案第12号、松茂町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例の一部を改正する条例、以上、2議案につきましては、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は市町村が実施することとされ、これに伴い、支援事業の基準や資格要件などについて、条例で定めるとともに、所要の改正をするものであります。

次に、議案第13号、松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び、議案第14号、松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び、議案第15号、松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上3議案につきましては、関係する省令等の改正に伴い、介護サービスに係る基準を定めるそれぞれの条例において利用定員の見直しを行うなど、所要の改正をするものであります。

次に、議案第16号、松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則の改正により、「主任介護支援専門員」の定義が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号、松茂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第18号 松茂町サッカー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案につきましては、本町の総合体育館、第二体育館及びサッカー場について、指定管理者制度の導入を検討しているため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、これら条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号、松茂町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、松茂町墓地を返還する場合の墓地使用料の還付について改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号、松茂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、都市計画法に定められた用途地域の種類に「田園住居地域」が新たに加えられたことから、建築基準法が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号、松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、都市公園法施行令の改正に伴い、住民1人当たりの公園の敷地面積の標準について改正する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号、町道路線の認定につきましては、開発行為に伴い道路の寄附などを受けた4路線を、道路法第8条第2項の規定により、新たに町道として認定するものであります。

次に、議案第23号、町道路線の変更につきましては、旧丸須橋の撤去に伴い起終点の変更がありましたので、道路法第10条第3項の規定により、町道路線を変更するものであります。

続いて、議案第24号から議案第29号まで、平成29年度の補正予算に関する議案6件を提案いたします。

まず、議案第24号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億447万2千円を追加し、補正後の予算の総額を62億6,490万1千円とするものであります。今回の補正につきましては、事務・事業の確定、見込みによるものであります。

歳入の主なものといたしましては、町税として8,406万8千円等を増額補正し、国庫支出金として1,304万7千円等を減額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、県営地盤沈下対策事業負担金として696万円等を増額補正し、操出金として2,606万4千円等を減額補正し、それらにより生じた剰余金2億2,971万7千円を生活環境整備基金に積み立てるものであります。なお、繰越明許費として地方創生推進事業ほか2件で合計339万8千円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、議案第25号、平成29年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億346万2千円を減額し、補正後の予算の総額を18億6,456万1千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金として1,891万9千円、共同事業交付金として6,320万7千円等を減額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、共同事業拠出金として9,610万2千円等を減額補正するものであります。

次に、議案第26号、平成29年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）につき

ましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,537万3千円を減額し、補正後の予算の総額を10億6,037万1千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、介護給付費交付金として2,141万8千円等を減額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、居宅介護給付費として500万円等を増額補正し、施設介護給付費として3,755万円等を減額補正するものであります。

次に、議案第27号、平成29年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,006万5千円を追加し、補正後の予算の総額を1億7,089万7千円とするものであります。

歳入といたしましては、保険料として1,050万6千円を増額補正し、一般会計繰入金で保険基盤安定繰入金として44万1千円を減額補正するものであります。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金として1,006万5千円を増額補正するものであります。

次に、議案第28号、平成29年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ161万2千円を減額し、補正後の予算の総額を1億802万2千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、一般会計繰入金として133万3千円を減額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、委託料として216万2千円を減額補正するものであります。

次に、補正予算に関する議案の最後になります。

議案第29号、平成29年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,985万1千円を減額し、補正後の予算の総額を6億4,430万円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、消費税還付金として406万円等を増額補正し、一般会計繰入金として1,823万3千円、公共下水道使用料として740万5千円を減額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、施設管理費として720万円、公共下水道建設費の委託料として508万8千円、公共下水道管理費の負担金として642万9千円等を減額補正するものであります。

なお、繰越明許費として公共下水道整備事業で1,600万円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、平成29年度補正予算議案6件に引き続き、議案第30号から議案第37号まで、平成30年度の当初予算に関する議案8件を提案いたします。

まず、議案第30号、平成30年度松茂町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億4,800万円とするものであります。事務・事業の概要につきましては、先ほど私の所信表明の中でご説明を申し上げたところであります。

次に、議案第31号、平成30年度松茂町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億8,589万9千円とするものであります。これは、新しい制度であり、共同事業の廃止等から、平成29年度当初予算と比較しますと4億4,433万3千円の減額予算となっております。

歳入のうち、保険税として3億260万6千円、新しい事項になります、県支出金で保険給付費等交付金として10億4,766万8千円、一般会計繰入金として1億3,176万5千円等を計上いたしております。

歳出のうち、保険給付費として10億2,032万9千円、新しい事項になります、国民健康保険事業費納付金として4億2,013万8千円等を計上いたしております。

次に、議案第32号、平成30年度松茂町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,645万7千円とするものであります。これは、平成29年度当初予算と比較して0.7%の減となっております。

歳入のうち、保険料として2億2,982万円、一般会計繰入金として1億9,940万6千円等を計上いたしております。

歳出のうち、介護給付費として9億4,875万円を計上いたしており、介護予防・地域支援事業に取り組んでまいります。

次に、議案第33号、平成30年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,226万6千円とするものであります。これは、平成29年度当初予算と比較して4.8%の増となっております。

歳入のうち、保険料として1億2,463万2千円、一般会計繰入金として4,562万4千円等を計上いたしております。

歳出のうち後期高齢者医療広域連合納付金として1億6,151万3千円等を計上いたしております。

次に、議案第34号、平成30年度松茂町長原渡船運行特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,189万5千円とするものであります。これは、平成29年度当初予算と比較してほぼ同額となっております。今後とも、利用者が安全で利便性の高い運行に努めてまいります。

次に、議案第35号、平成30年度松茂町農業集落排水特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,059万5千円とするものであります。これは、平成29年度当初予算と比較して1.2%の増となっております。今後とも、長岸、中喜来、北川向地区の汚水処理施設を適正に管理し、地域住民の生活環境の改善や農業用水の水質保全に努めてまいります。

次に、議案第36号、平成30年度松茂町公共下水道特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,023万3千円とするものであります。これは、平成29年度当初予算と比較して3.2%の増となっております。

事業箇所につきましては、松茂3号線及び松茂3号線南側の満穂地区、笹木野の八北開拓地区において、施工延長約700mの管渠整備を計画いたしております。流域下水道及び公共下水道は平成21年度から供用開始されており、本年度も、引き続き、接続促進と管渠並びに中継ポンプ等の設備機器の適正な維持管理に努め、下水道事業の的確な運営を図ってまいります。

最後に、議案第37号、平成30年度松茂町水道特別会計予算につきましては、公営企業の独立採算の趣旨に沿いまして運営ができるよう編成をいたしております。

平成30年度の業務の予定量につきましては、給水戸数5,165戸、年間総配水量266万6千 m^3 、1日平均配水量7,304 m^3 であります。水道事業の経営活動として発生する収益的収支における収入額及び支出額は3億9,850万円、建設改良工事などを実施いたします資本的収支におきましては、収入額6,496万8千円に対し支出額1億9,439万5千円で、収支不足額1億2,942万7千円につきましては、留保資金等により補填いたします。

また、老朽管更新事業及び公共下水道事業に伴う配水管布設替工事を行い、上水道本管の耐震化を進め、安全で安心できる水道水の供給に努め、健全な企業運営を進めてまいります。

以上が提案理由の説明であります。ご審議の上、可決決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【一森敬司君】　ただいま議題となっております議案37件につきましては、3月5日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長【一森敬司君】　続きまして、日程第45、発議第1号「予算特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

お手元に配布をしております、春藤議会運営委員会委員長外5名の賛成者から提出されました予算特別委員会設置に関する決議のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】　異議なしと認めます。

よって、発議第1号「予算特別委員会設置に関する決議」は可決されました。

予算特別委員会の設置が決定いたしましたので、次の小休中に委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

議事の都合により、小休します。

午前11時37分小休

午前11時38分再開

○議長【一森敬司君】　小休前に引き続き、再開をいたします。

小休中に予算特別委員会の正副委員長の互選が行われ、委員長に春藤議会運営委員会委員長、副委員長に佐藤禎宏議会運営委員会副委員長が就任いたしましたので、ご報告をいたします。

○議長【一森敬司君】　続きまして、日程第46、発議第2号「議会改革特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

提出者であります藤枝議員から発言を求められておりますので、これを許します。藤枝議員。

○11番【藤枝善則君】　それでは、議会改革特別委員会設立の趣旨についてご説明いたします。

今日の地方議会は、平成12年の地方分権一括法施行により、その果たす役割は大きく

広がり、全国の多くの議会ですさまじな議会改革に取り組んでおります。本松茂町議会としても、さらなる議会機能強化や議会活性化等を図るため、先日、全議員参加の下、議会改革検討会を開催し、これから検討すべき事項を決めました。今後、これらの検討事項を深く掘り下げ、調査、検討し、初期の目的を達成するため、全議員参加による松茂町議会改革特別委員会を設置するものであります。

なお、設置期間は、効率を高めるため平成31年3月までとし、開催時期は、原則として本会議定例会のない月に開催するものであります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長【一森敬司君】 以上で説明は終わりました。

これから、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これをもって討論の終結をいたします。

○議長【一森敬司君】 これから採決いたします。

なお、採決は起立採決といたします。

発議第2号「議会改革特別委員会設置に関する決議」を採決いたします。

藤枝議員外2名の賛成者の方から提出されました議会改革特別委員会設置に関する決議のとおり、決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(起立全員)

○議長【一森敬司君】 ありがとうございます。全員起立であります。

よって、発議第2号「議会改革特別委員会設置に関する決議」は可決されました。

議会改革特別委員会の設置が決定いたしましたので、小休して委員長、副委員長の互選

をお願いいたします。

議事の都合により、小休いたします。

午前 11 時 42 分小休

午前 11 時 43 分再開

○議長【一森敬司君】 小休前に引き続き再開いたします。

小休中に議会改革特別委員会の正副委員長の互選が行われ、委員長に藤枝議員、副委員長に川田議員が就任いたしましたので、ご報告をいたします。

○議長【一森敬司君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日 3 月 3 日から 3 月 4 日の 2 日間は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、明日 3 月 3 日から 3 月 4 日の 2 日間は、休会と決定いたしました。

次回は、3 月 5 日、午前 10 時から再開いたします。

本日は、これで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前 11 時 44 分散会